

道路改良工事区間の小・中学生の通学について

通行止めの対象について

- ① 令和8年10月1日～令和8年12月1日：自転車・歩行者のみ通行可能
- ② 令和8年12月2日～令和9年3月1日：全面通行止め
- ③ 令和9年3月2日～工事終了まで：自転車・歩行者のみ通行可能(予定)

小学生について

- ・9月28日から12月1日までは熊対策の観点よりバス通学となります。
- ・例年次郎丸・上坂町地区の小学生は通年で徒歩通学となっていますが、全面通行止めにより12月2日から3月1日までは通学距離が延長されるため、通年通学バスの利用基準(通学距離3km以上)を満たすのでバス通学となります。
- ・3月2日以降は改良区間の歩行路を確保する予定のため、徒歩通学を検討しています。

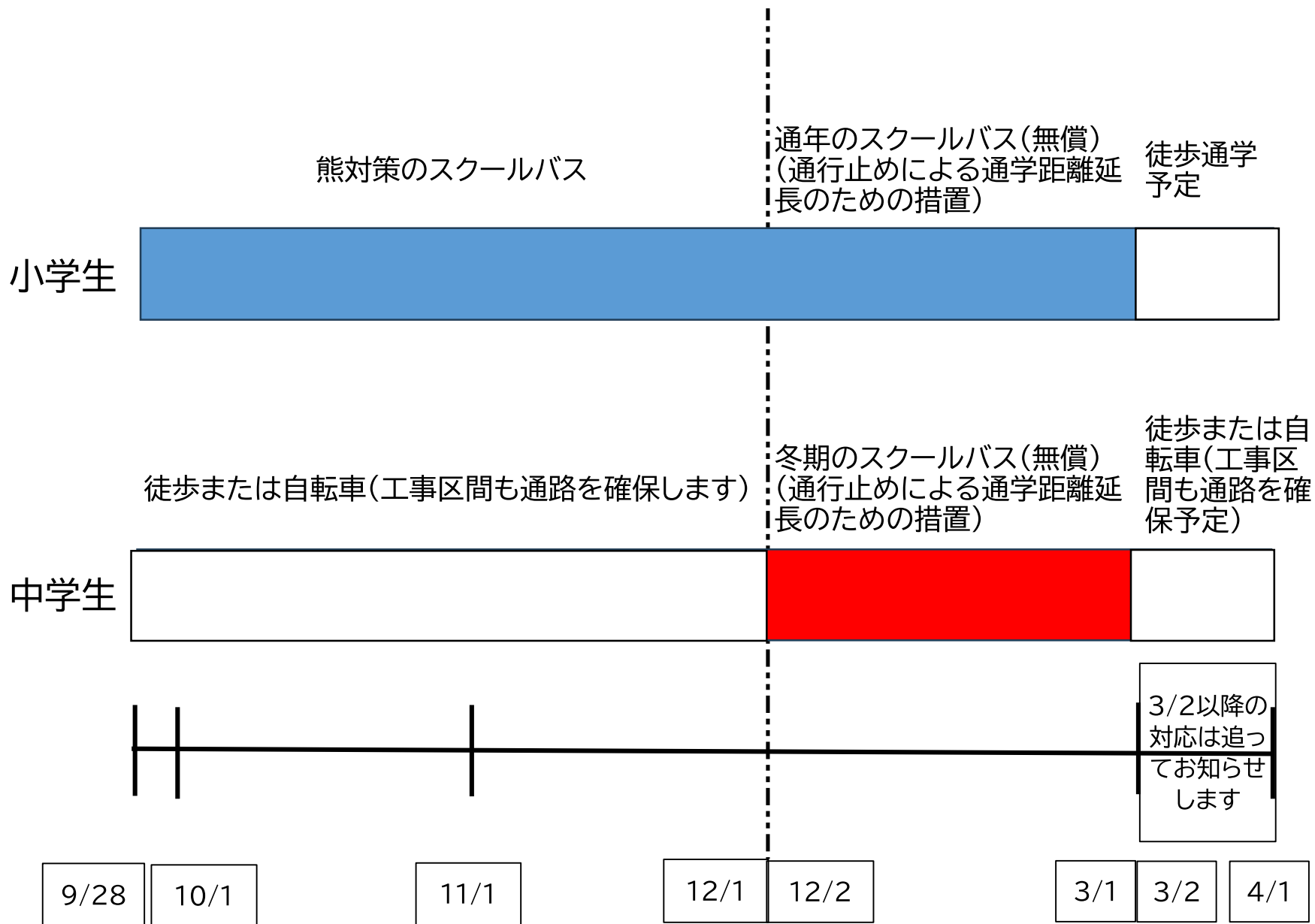
※工事の進捗状況により、歩行路の確保ができない場合があります。その際は通学バスの利用期間を延長しますのでご了承ください。

中学生について

- ・10月1日から12月1日までは改良区間の歩行路を確保するため、自転車通学となります。
- ・12月2日から3月1日までは歩行路を確保せず、改良区間を全面通行止めとします。その間は通学距離が延長されるため、冬期通学バスの利用基準(通学距離3km以上)を満たすので、冬期通学バスの運行期間中(12月2日から3月1日まで)はバス通学となる予定です。(無償利用対象)
- ・3月2日以降は改良区間の歩行路を確保する予定のため、自転車通学となります。

※工事の進捗状況により、歩行路の確保ができない場合があります。迂回により通学距離が延長となりますが、その場合も自転車通学となりますのでご了承ください。





工事進捗により4月以降も工事継続の可能性有